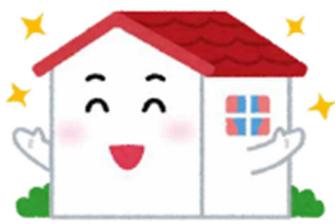
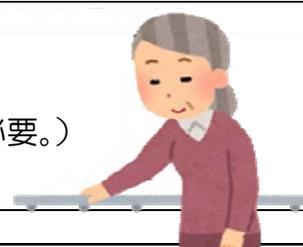


【介護保険・住宅改修費の支給サービス】

利用できる方	介護保険で、要介護（１，２，３，４，５）または要支援（１，２）と認定された方
対象となるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取り付け ・引き戸等への扉の取り替え ・床段差の解消 ・滑りの防止等のための床材変更 ・和式便器から洋式便器への取り替え 
支給額	改修費用は、いったん全額自己負担となります。 その後申請・決定に基づき、その費用の７～９割を支給します。（償還払）
支給限度基準額	２０万円（給付対象工事額が２０万円に達するまで複数回の工事が可能です。） ※最高支給額は１４～１８万円です。
改修を行う前に必ず事前協議をしてください！ （支給できない場合があります）	<ol style="list-style-type: none"> ①担当のケアマネージャーに連絡。改修について相談する。 ②施工業者に見積もりをしてもらう。 ③改修内容が決まったら、改修場所の写真を撮る。（撮り漏れ注意） ④次の書類を持って、長寿いきがい課介護保険係と協議する。 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修が必要な理由書（ケアマネージャー等が作成。） ・日付の入った改修前の写真 ・見積書…カタログ等のコピーを添付のこと ・図面 ・住宅所有者の承諾書…住宅所有者（または家屋を現に所有している者として市税務課に届出済の者）と被保険者が異なる場合に必要。ただし、上記の住宅所有者等が被保険者と同居の親族である場合は、賃貸契約を結んでいる場合を除き省略可。 ⑤協議後、施工業者・ケアマネージャーと連携を取りながら改修を行う。
改修後、申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修費支給申請書 ・領収書原本 ・工事費内訳書（見積もりと同額であっても必要。） ・日付の入った改修前・改修後の写真 

……お問い合わせ先……

吉野川市長寿いきがい課 介護保険係
電話 0883-22-2264